# 朴正煕政権の対共産圏外交

---1970 年代を中心に---

# 木宮正史

(東京大学)

### 序論

1960年代までは、政治的安定度、経済実績などを見ても韓国よりも北朝鮮の体制の方が体制実績面で優位にあった。1961年5・16軍事クーデターによって登場した朴正煕政権が、なぜ経済開発を優先させなければならなかったのかも、こうした状況があったからだ。他方で、外交に関しては、米国主導の国連において、韓国のみが朝鮮問題討議に招請されるなど、韓国が相対的に優位な地位を占めていた。また、堅固な冷戦体制の下で、韓国は反共自由主義圏との外交、北朝鮮は共産主義圏との外交という「棲み分け」が行われており、対中立国外交をめぐる若干の競争は存在したが、それほど激しいものではなかった(1)。

しかし、1970年代に入ると、こうした条件に変化が見られるようになった。まず一方で、国連など国際政治の構造変容を指摘することができる。第一に、第三世界諸国の増加によって国連における米国優位の構図が保障されなくなった。第二に、北朝鮮の「後援者」である中国が国連に復帰するとともに、対日米関係正常化などを通して、その影響力を飛躍的に増大させた。第三に、冷戦体制下の陣営内の同盟関係に「動揺」が見られるようになった。共産主義陣営内の中国とソ連は1960年代、対立を激化させ、それが中国の対米接近を帰結させたが、1970年代に入ると、自由主義陣営内部における米国の役割認識にも変化が見られるようになり、冷戦下の同盟自体が流動化する傾向を示し始めた。

他方で、南北関係において、それまでの北朝鮮 優位の構図に変化が見られるようになった。第一 に、1960年代以降の韓国の経済発展によって、

経済力における南北の均衡化、さらに韓国優位が 次第に定着するようになった<sup>(2)</sup>。第二に、南北朝 鮮が、相互の体制競争という意識を強め、 1970年代は、そうした体制競争を行うための政 治体制の権威主義化をより一層強めることになっ た(3)。そして、北朝鮮にとっては、韓国朴正熙政 権の維新体制下において盛り上がる反政府運動に 対する、ある種の「期待 | を持っていたと考えら れる。第三に、南北朝鮮による外交競争が本格化 した。国際政治の構造変容に伴って、外交におけ る韓国優位は自動的には保障されなくなった。北 朝鮮からすると、一方で、それまで陣営内に封じ 込められていた外交の機会が、陣営外にも拡大す るとともに、中国の影響力増大に便乗して外交関 係を拡大する機会に恵まれるようになるなど、韓 国に拮抗するようになる。以上のように、南北朝 鮮ともに、それぞれの陣営内部における外交だけ ではなく、それぞれの陣営を超え、場合によって は相手陣営内部にも食い込むような「脱陣営外交 | の遂行を迫られることになる。本稿では、こうし た 1970 年代、本格化する南北朝鮮の外交競争の 展開と帰結を明らかにする研究の一環として、朴 正熙政権の対共産圏外交に焦点を当てる。

1970 年代の韓国の対共産圏外交に関しては、従来、それほど関心が向けられず、従って先行研究もほとんどない $^{(4)}$ 。それは、以下のような理由があったからだ。第一に、1970 年代の南北の外交競争に明確な決着がつけられたとは考えられず、韓国の北方外交の成果が結実するのは、1980 年代の後半になってから、しかも盧泰愚政権によってである $^{(5)}$ 。従って、韓国の対共産圏外交は1980 年代以降の韓国の「北方外交」として論じられることがほとんどであった $^{(6)}$ 。第二に、韓国

の政治史上、維新体制は人権弾圧の最も激しい時代であり、国内で反共主義に基づいて基本的人権 を弾圧した政権が、対共産圏外交を展開していた ということは想像し難い姿であると受け止められ たからだ。

では、なぜ、1970年代韓国の対共産圏外交に 注目する必要があるのか。韓国の対共産圏外交は、 国際政治の構造変容に起因する外交的危機の克服、 換言すれば、危機に伴うリスクを最小化するとと もに、危機を機会に転化させることによって、そ の後の北朝鮮に対する韓国の外交的優位を決定的 にさせたと考えるからだ。さらに、韓国政府外交 史料が1980年分までほぼ全面的に公開されたこ とも、実証的な研究の進展に寄与するところが大 きい。これまで、主として、米国の外交文書など に依拠して、米中接近が朝鮮半島に及ぼす影響に 関する研究が蓄積されてきた。そうした研究では、 米中接近に受動的に対応する韓国外交という図式 が支配的であったように思われる(7)。しかし、本 稿では、1970年代の韓国政府外交文書を分析す る作業を通して、そうした危機に受動的に対応す るだけでなく、危機がもたらすリスクを最小化し つつ危機を機会に転化しようとする韓国外交のダ イナミズムを抽出することを試みる<sup>(8)</sup>。

以下、3つの側面から、1970年代の韓国の対共産圏外交の特徴を明らかにする。第一に、韓国の外交政策とその方法の変更という側面である。第二に、韓国の対中ソ「外交」<sup>(9)</sup>という側面である。第三に、韓国の対東欧圏経済「外交」という側面である。

## 1. 外交指針の変容と6・23声明

1960 年代、韓国外交は冷戦体制下における陣営内部の領域だけに、その活動範囲が限定されており、特に共産圏諸国との外交接触自体が禁止されていた。韓国は、西ドイツのハルシュタイン原則(10)に従い、北朝鮮と外交関係を持つ国家とは外交関係を持たないという政策を堅持した。相手国に対して南北朝鮮のどちらを朝鮮半島における唯一正統な国家として承認するのかを迫るというものであった。しかし、そうした政策は、韓国外

交の選択の幅を極度に狭めるものであった<sup>(11)</sup>。 従って、1973年6・23声明により、ハルシュタイン原則を放棄し、北朝鮮と外交関係を持つ国家との間、たとえその国家が共産主義体制であったとしても、その国家との外交関係の樹立を排除しないという立場を明確にする。この6・23声明は、南北国連同時加盟の可能性に言及するなど、明示的ではないが韓国版の「二つのコリア」<sup>(12)</sup> 政策であったということができるだろう。

## (1)「外交官等職務遂行指針」の変容

まず、対共産圏外交に関する外交官等の職務指針をどのように変えることで、共産圏との外交接触に積極的に取り組むようになったのかを明らかにする。1963年2月に改正された外務部「外交官職務遂行基本指針」(13)は、中立国に関して北朝鮮の浸透を阻止し、韓国支持を確保して、韓国が朝鮮半島における唯一の合法政権であるという立場を明確にするために、共産圏諸国の外交官と職務上の接触を許可しないことを原則とするというように、外交官の職務上の行動を厳格に規制したものであった。特に、「北傀」(北朝鮮)、「中共」(中国)、「越盟」(北ベトナム)(14)の3か国は共産陣営国家の中でも特別視し、一切の接触を禁止した。

この指針は1967年に改正されたが、共産圏外 交官との接触において、従来は「完全に無視して これを回避する」と指示されていた指針が「機会 を見て積極的な攻勢を取るようにし、「敵性集 団 (筆者注:北朝鮮、中国、北ベトナム) 以外の 共産国家との公的接触の余地を残す」と変えられ、 3か国以外の共産圏国家との接触に積極的に取り 組むようにした。その理由として、「変遷する国 際情勢の推移、我が国の国際的地位の向上、経済 外交の強化、進取的な外交政策遂行のため「ハル シュタイン 原則適用の修正等、現今の国際情勢 は現行基本指針画定当時とは顕著な差異があり、 現行指針では所期の目的を達成することが困難に なった」(15)という点を指摘する。北朝鮮、中国、 北ベトナムという「敵性集団」(16)とそれ以外の共 産国家とを区別し、後者に関しては外交官の接触 に関する積極性を認めた。

さらに、1971年には、「ニクソン・ドクトリン

の適用、西ドイツの東方政策、中国の国際社会に おける地位向上、およびカナダ、イタリアなど西 側諸国の中国承認などの国際情勢の変遷、我が国 の国力伸長、および国際的地位向上と国家利益に 有利になると判断される場合、韓国を転覆しよう とする敵対行為をしないと認められる一部東欧共 産国家との、まずは貿易を通した漸進的かつ慎重 な接触の試みなど、多元化する国際情勢に適応し た柔軟性のある外交政策の遂行が要請される」と いう理由を掲げ、新たに「外交官等職務遂行指針| を制定した。主要な変更点は以下のとおりである。 第一に、公式席上において敵性集団や共産国外交 官と遭遇する場合、旧指針では「敵性集団」「共 産国家 | という二分法に基づいていたが、新指針 では、「北傀」「敵性集団」「その他共産国家」の 三つに分けて、「北像」に対して「相手の存在を 無視することを原則とする」、「敵性集団(中国と 北ベトナム) | に対して「やむを得ず対話する場 合には健全な判断下で対処し不必要な言動を慎 む」、そして「その他共産国家」に対しては「急 速度に発展する国家の外交官としての矜持をもち、 国家利益が命じるところに従い能動的に我が国の 経済発展の様相を広報し、通商交易関係など経済 問題に対話を集中するようにする。やむを得ず対 話が政治問題に発展する場合には我が国の対北朝 鮮優位性を強調すると同時に北朝鮮の対南挑発の 様相及び軍事力による共産化統一政策を暴露糾弾 し、さらに8・15 宣言、即ち、我が国の善意の競 争に立脚した平和的な統一方案を認識させなけれ ばならない」(17)という項目を追加した。

1972年にも、ニクソン米大統領訪中や南北対話の進展と7・4南北共同声明という状況変化、さらに、1973年6・23声明を受けて、7月、「外交官等職務遂行特殊指針」と名称を変更した。最も重要な変更は、従来の三区分を「北傀」「敵性国家および集団」「非敵性共産国家」という名称に変更したうえで、「北傀」に対しては、従来の一切無視という方針から「国際会議およびレセプションなど各種行事において北朝鮮機関員および人士と会った場合、社交的対話を交わすなど自然に対処し、状況に応じて我が国の発展の様相および平和統一方案などを説明する」と指示した。「敵

性国家および集団」に対しては、具体的にどの国がそれに該当するのか明示はなく、米中接近後の中国がこれに含まれているのかどうか、必ずしも明確ではない。何よりも決定的な違いは「非敵性共産国家」への対応に関してである。「非敵性」という名称自体も重要な変化であるが、「非敵対共産国家外交官および人士との能動的な接触を通して互恵平等の原則に立脚して関係改善が成し遂げられるように積極努力する」<sup>(18)</sup>と、従来の経済の話題に限定された接触から大きな一歩を踏み出すことを指示する。

この指針は1979年にもう一度改正されることになる。この改正は、韓国の外交団長が北朝鮮に対しても外交団長名義の通知文を送付することができるようにすること、非敵対共産国家との関係において相手が外交団長だけに限定されていた相互礼訪を外交団長だけに限らず、全ての外交使節に対して許可するというものであった(19)。

この特殊指針の変化は、韓国の対共産圏外交の 変化を顕著に反映している。第一に、守勢から攻 勢へという変化である。既に 1960 年代後半から、 南北の外交競争を意識して、共産国家を一括して 接触を禁止する姿勢を改め、選別的に接触を許容 していく姿勢へと変化したが、1970年代に入る と、韓国が自ら積極的に対共産圏諸国へ接近して いく姿勢を指示するようになる。第二に、韓国の 経済発展を武器にしながら、それを政治的領域に も波及させていこうとする姿勢である。韓国の経 済発展を外交資源として対共産圏外交を積極的に 進めていこうという姿勢が明確に現れる。第三に、 北朝鮮はもちろんであるが、特に共産圏の中でも 中国を特別視している。中国が敵対共産国家に含 まれていたのに対してソ連は含まれていなかった ということを考慮すると、共産圏国家の中で韓国 にとって最も警戒すべき対象が中国であったこと は留意されてよい。

### (2) 6・23 「平和統一外交政策に関する特別声明」

次に、こうした対共産圏外交の変容を明確にした6・23 声明について考察を加える。朴正熙大統領は、1973 年 6 月 23 日「平和統一外交政策に関する特別声明」を発表した<sup>(20)</sup>。まず、その間の

南北関係を概観、「南北間の善意の競争」を提案 した1970年「8・15宣言」、1972年7・4南北共 同声明に言及したうえで、南北対話の現状に関し て、漸進的かつ機能主義的アプローチを採用する 韓国に対して、北朝鮮が軍事優先の一括方式アプ ローチを採用していることを指摘し、南北対話の 成果が収められるまでには相当程度の時間がかか ることを前提とし、「現実を直視し、平和をこの 地に定着させ、それに基づいて、われわれの自主 力量で統一を是非達成 | するために、7項目の政 策を宣言した。その中で、①われわれは、緊張緩 和と国際協力の役に立つなら、北韓がわれわれと 共に国際機構に参加するのに反対しない、②国際 連合の多数会員国の意思であれば、統一に障害と ならないという前提のもとに、われわれは、北韓 とともに国際連合に加入することに反対しない。 われわれは、国際連合加入以前であっても、大韓 民国代表が参席する国連総会における「韓国問題」 討議に、北韓側が同時招請されるのに反対しない、 ③大韓民国は、互恵平等の原則のもと、すべての 国家に門戸を開放するものであり、われわれと理 念や体制を異にする諸国もわれわれに門戸を開放 するよう促す、以上の3項目が関心を集めた。韓 国の唯一合法性という立場を公式に放棄すること はしなかったが、国際社会における北朝鮮との共 存を受け入れることを選択したのである。さらに は、南北国連同時加盟にも反対しないことを明ら かにし、国連の場において南北が排他的な正統性 を争うという構図にこだわらないという姿勢を示 した。その代わり、「理念や体制を異にする諸国」、 即ち共産主義国との関係改善を指向するという姿 勢を明らかにした。

では、なぜ、6・23 声明に現れるような政策転換を選択したのか。第一に、既存の北朝鮮孤立政策が国際政治の現実に合致しなくなったという点だ。第二に、従来の韓国の相対的優位が確保されていた国連が、中国の国連「復帰」と国連における第三世界諸国の勢力増大という国連自体の変化によって、韓国の相対的優位が自動的に保障されなくなったために、韓国の排他的正統性を国連の場において明確にするという対国連政策を転換することが求められたという点である。第三に、韓

国の排他的正統性を強調する従来の政策に固執することが、北朝鮮支持勢力を増大させるだけでなく、韓国支持勢力の理解を喪失してきたことに鑑み、政策を現実的なものに転換することによって、支持勢力の理解を確保する必要があるという点だ。第四に、連邦制による統一を主張し、南北国連同時加盟にも反対する北朝鮮の主張の非現実性を浮き彫りにすることで、南北の外交競争における優位を確保しようとするものであった<sup>(21)</sup>。以上のように、6・23 声明は、北朝鮮に向けた提案というよりも、国際社会に向けた提案であり、北朝鮮との外交競争における韓国の優位を、その主張の現実性という意味で確保しようとするものであった。

## 2. 韓国の対中ソ「外交」: 中ソ対立を念頭に置 いて

韓国の対中ソ「外交」のねらいは、それが北朝 鮮に及ぼすイムパクトであり、北朝鮮に対する外 交的優位を確保するということであった。北朝鮮 を背後で支える中ソとの関係改善を韓国が指向す ることは、北朝鮮にとっては危機として認識され たはずだ。但し、そこには、もう一つ重要な要素 が介在した。それは、中国に対米接近を決断させ る重要な契機になった中ソ対立であり、中ソ対立 が北朝鮮をめぐる中ソの「競争」を展開させるこ とになった点である。一方で、韓国は米中接近に 見られる国際環境の変化に便乗して、対中ソ関係 の改善の機会を捉えようとする。しかし、北朝鮮 と中ソとの同盟関係に加え、その中ソが激烈に対 立している状況の中、北朝鮮にとっては、その中 ソ対立を利用する形で、中ソの対韓接近の可能性 を封じ込めようとした。1960年代のそれと比較 すると、70年代の韓国外交文書は、特に、中ソ を初めとした共産圏に関する情報が激増する。60 年代の韓国にとって共産圏の出来事は「対岸の火 事 | 以外の何物でもなかった。しかし、70年代 に入ると、共産圏との接触機会が増えるだけでな く、そうした共産圏内部の出来事、中ソ関係、中 朝関係、ソ朝関係が、韓国外交にとって非常に重 大な意味を持つものと認識されるようになったの である。

## (1) 韓国の対中ソ「外交」をめぐる政治力学

韓国の対中ソ「外交」は、北朝鮮との外交競争において韓国優位を確保するという目的を持っていたが、それ以上に、中朝・ソ朝関係に楔を打ち込むことによって直接的に北朝鮮に及ぼす衝撃を考慮したものであった。それだけに楽観的な見通しを持っていたわけではなかったが、その衝撃が大きいものだけに、韓国にとって効果的なものであった。従って、1971年、米中接近が顕在化するとともに、対中ソ接触を図ることになる。但し、中ソ間に対北朝鮮関係に関する政治的距離感の違いがあるために、そして、何よりも、中ソが一枚岩であるということではなく、むしろ先鋭な対立状況にあるということから、韓国の対中ソ「外交」は、以下のような中ソ・北朝鮮に対する認識に基づいて展開された(22)。

### ▶ソ連

一方で韓国との関係改善を通して中国よりも朝鮮半島に対する影響力の増大を確保することができるという利点はあるが、他方で中ソ対立の狭間において相対的に北朝鮮との関係を疎遠にすることになり、逆に朝鮮半島に対する影響力を喪失するマイナスにもなる。中国の対米接近は対ソ包囲網になるが、ソ連は、これを共産主義陣営への裏切りと非難し、北朝鮮にも同調を求めることができる。但し、1970年代後半になると、金日成個人崇拝などに見られる北朝鮮の政治体制への違和感がより一層顕著となり、北朝鮮との距離感が広がより一層顕著となり、北朝鮮との距離感が広がより一層顕著となり、北朝鮮との距離感が広がより一層顕著となり、北朝鮮との距離感が広がより一層顕著となり、北朝鮮との距離感が広がより一層顕著となり、北朝鮮との距離感が広がるが、北朝鮮にとって兵器などの軍事技術に関しては中国よりもソ連への依存度が高く、その意味でソ朝関係の重要性は依然として高い。

## ▶中国

一方で韓国との関係改善を通してソ連よりも朝鮮半島に対する影響力の増大を確保することができるという利点はあるが、他方で中ソ対立の狭間において相対的に北朝鮮との関係を疎遠にすることになり、逆に朝鮮半島に対する影響力を喪失するマイナスにもなる。また、対ソ牽制のために対米接近を決断したが、それは、北朝鮮から見ると対中不信を招くのでそれに配慮しなければならず、韓国との接触にはより一層慎重にならざるを得ない。

## ▶北朝鮮

米中接近は、一方で北朝鮮にとっては中国の「裏切り」として映るが、他方で国際社会における中国の影響力増大は便乗機会として映る。また、ベトナムが共産化統一したことも自らへの追い風として認識したし、一方で、韓国の急速な経済発展は「脅威」ではあったが、維新体制下における政治的不安定は、北朝鮮にとって韓国の「弱み」に付け込む機会として映った。外交関係に関して、非同盟諸国との関係拡大だけでなく、緊張緩和と中国の「台頭」に便乗する格好で、外交競争における韓国に対する優位確保を狙い、対日対米接近、その他の西側諸国との関係拡大を図る。さらに、中ソ対立は対北朝鮮関係における中ソの競争関係を形成することになるので、北朝鮮にとっては中ソの韓国との関係改善を牽制することができる。

#### ▶韓国

中ソとの関係改善は、北朝鮮に対するイムパク トも大きく、外交競争の中で決定打になりうる。 但し、特に中ソ対立の中での対北朝鮮関係をめぐ る中ソの相互牽制ということを考慮すると中ソが 韓国との関係改善に容易に乗ってくることは難し いという認識を持つ。中ソの対韓認識に関しては、 中国が非常に硬直的で敵対的であるのに対してソ 連の方が柔軟で相対的には好意的であるという認 識、従って、中国よりもソ連の方が接触しやすい という認識を持つ。但し、北朝鮮に対する衝撃と いう点では対中接触の方が効果的である。また、 中国の影響力増大は、一方ではそれに対する北朝 鮮の便乗機会を拡大することで、韓国にとっては 負担になるが、他方で、日米と中国との接近を利 用して韓国による対中接近の可能性を開くことに もなる。逆に、北朝鮮は対日接近、対米接近、ま た、西側諸国との関係改善の動きを見せるので、 それを傍観しているわけにはいかず、阻止しなけ ればならない。

## (2) 韓国の対ソ「外交」

では、具体的に韓国の対ソ接触はどのように展開されたのか。公式的に、韓国の対共産圏外交が本格的に展開されるようになったのは、1973年の6・23声明以後であると見られる。但し、それ

以前であっても、1970年くらいから、特に、韓国とソ連がともに外交関係を持っている第三国を舞台にした接触が行われるようになった。韓国外交文書の記録の中で、こうした対ソ接触の記録として最初のものだと見られるのが、1970年11月24日、アフリカのウガンダにおける接触である<sup>(23)</sup>。韓国とウガンダとは1963年に外交関係を樹立し、66年に大使館が設置されたわけだが、コンゴ(キンシャシャ)関連の行事に韓国大使とソ連大使が同席し、韓国の経済発展、対北朝鮮関係、統一問題、韓ソ関係などについて議論を交わしたという報告記録が残っている。しかも、この報告は韓国大使から直接朴正煕大統領に伝えられたものだ。

韓国大使は、ソ連が北朝鮮の1970年朝鮮労働 党第5次党大会に公式使節団を派遣しなかったこ とを評価するとともに、北朝鮮が親中国的である ことを喚起し、中ソ対立の狭間で韓国はソ連に同 情的な姿勢を示した。ソ連大使は謝意を示しなが ら、中国は扱いにくいと不満をもらし、北朝鮮の 人々は中国をどう見るのかと質問したのに対して、 韓国大使は、一部の為政者以外の多くは中国に対 する不信感を持っているはずだと答えた。ソ連大 使は、統一は当事者の合意によって平和的に達成 されなければならず、その意味で平和統一に向け た韓国の努力を理解すると評価し、ソ連としても 韓ソ関係の改善を支持するし、いつの日か外交関 係の樹立も可能ではないかと答えたという<sup>(24)</sup>。 もちろん、儀礼的な側面が強くタテマエの部分が あるだろうが、それでも、韓国が対ソ接触におい て、中ソ対立、そして北朝鮮と中ソとの関係を意 識し、その中で韓国とソ連との関係改善の可能性 を念頭に置いていることがわかる。

韓ソ接触は、以下の経路を通して行われた。第一に、韓ソがともに国交を持つ第三国在外公館を通した接触である<sup>(25)</sup>。但し、こうした国家は多くの場合北朝鮮とも外交関係を樹立した国家が多いために、慎重に行わざるを得なかった。第二に、国連に代表される多国間協議という場を通した接触である<sup>(26)</sup>。国連における朝鮮半島問題に関わる議論において、南北朝鮮の立場は先鋭に対立してきたし、ソ連は北朝鮮の立場を公式的には支持

するので、韓国の立場とは相容れないものであった。また、国連という多国間協議の場において二国間が秘密接触を行うということはなかなか困難ではある。しかし、韓ソの外交官が直接接触することのできる貴重な場であった。また、韓国やソ連や東欧圏などで開催される国際会議やスポーツ大会などでの同席も、こうした多国間協議の場における接触の一環として位置づけることができる。第三に、第三国を仲介とした「接触」である。韓国と友好関係にある第三国、例えば、フランス、オーストラリアなどを仲介として、韓国の対ソ関係の改善意向をソ連に伝達してもらうなどの経路を利用した(27)。

その後、韓ソ接触は、一方で接触の頻度は高ま り、韓ソ間で共有される認識が増大した点は注目 されてよい。第一に、韓国側にとって、中ソ対立 が一方で中ソがともに北朝鮮への配慮を優先させ て対韓関係改善に消極的にならざるを得ないとい うソ連の立場に理解を示しながらも、他方で、ソ 連が特に対中包囲網の一環として、もしくは中国 の対ソ包囲網を打破する一環として韓国との関係 改善の利点を認識していることを再確認した<sup>(28)</sup>。 第二に、「一つの中国」と関連付けて「一つのコ リアーにこだわる中国とは異なり、ソ連の対朝鮮 半島政策が、基本的に「二つのコリア」という現 状を認めるという方向に固まりつつあることを、 相互接触を通して共有するようになった<sup>(29)</sup>。そ れを公式化するかどうかは別として、少なくとも ソ連は、阻害要因さえ除去されれば、容易に南北 朝鮮の双方との外交関係を樹立するという「二つ のコリア|政策へと踏み出せるという感触を得て いた。ただ、他方で、北朝鮮の反対を無視してま でも、こうした新たな政策への転換を公式化する までには至らないだろうという展望も合わせて 持っていた<sup>(30)</sup>。第三に、ソ連外交に従事する外 交官の実務的レベルにおける朝鮮半島に対する見 方やそれに基づく政策と、ソ連政府指導部のそれ との間に乖離があることを見抜いていたという点 である<sup>(31)</sup>。特に、個別的な接触の積み重ねがソ 連の外交官に及ぼす影響を肯定的に見ていたこと の証左である。

但し、こうした接触の積み重ねが、韓ソ関係に

おける画期的な突破口、例えば、外交関係の樹立 や直接貿易関係の樹立には至らなかったことは、 やはり強調しておくべきだろう。1970年代の韓 ソ接触と 1980 年代以降の北方外交の本格的な展 開との間にどのような連続性が見られるのかは、 80年代以降の韓国外交文書の公開を待つ必要が ある。現状では、北方外交に関する韓国外務部に よる記録や当事者の回顧録などを見ても、連続性 を強調するべき証拠はあまり見られない<sup>(32)</sup>。特 に韓ソ関係に関しては、1979年ソ連のアフガニ スタン侵攻による「新冷戦」状況の出現、さらに、 1983年9月のソ連空軍による大韓航空機撃墜事 件に起因する韓ソ間の緊張激化など、断絶的要因 が顕著に存在したこともあるだろう。韓ソ間の接 触が蓄積されたにもかかわらず、結局ソ連政府は、 北朝鮮との関係を犠牲にしてまで韓国との関係改 善に大胆に踏み込む必要は感じなかったというこ とであり、逆に言うと、韓国政府は、自国との関 係改善のもたらす利点をソ連に訴えかけるのには 限界があったと見るべきだろう。

### (3) 韓国の対中「外交」

韓国の対中外交は、一方では対ソ外交との共通 点が見られる。両国が外交関係を持つ国家におけ る接触<sup>(33)</sup>、国連の場における接触、国際会議や スポーツイベントなど多国間協議の場での接触、 第三国の仲介による接触の試みなどの経路が存在 するという点では共通する。但し、1970年代の 中韓関係において、もう一つ重要な接点が存在し た。それは、中韓の海洋を挟んだ地理的な近接性 から帰結されるものである。それは、漁業関係と 大陸棚の利用問題であった。この二つの問題は外 交関係の樹立の有無に関わりなく、否が応でも両 国が直面しなければならない問題であった。まず、 漁業問題に関しては、一方では漁場をめぐる紛争 があり、それに伴う漁船拿捕という問題がありな がらも、他方で、遭難漁船の救助もあり、こう した問題は、外交関係のない両国にとっても、何 らかの関係を持たなければならないものであっ た(34)。また、日本も含めた大陸棚の資源開発を めぐる問題も、それを解決するべき枠組み自体が 存在しない状況の中で重要な争点にならざるを得

ないものであった。

利用可能な韓国政府外交文書によると、1971 年8月ウガンダにおける新任インド大使の歓迎宴 における中国代理大使との接触(但し、これは、 ソ連代理大使も同席) が対中接触の端緒であった と考えられる。ウガンダにおいては、ソ連代理大 使との接触が前年にもあったことを考慮すると、 対中接触は若干遅れたということになる。71年8 月は、7月にあったキッシンジャー大統領補佐官 の訪中の直後ということになるが、それまで、中 国の代理大使は韓国大使やソ連代理大使との一切 の接触を回避してきたのだが、今回は接触に応じ るようになったことを伝える<sup>(35)</sup>。しかし、当初 から、韓国に対する姿勢に関してソ連が比較的柔 軟であるのに対して中国は硬直的であると見られ ていた。また、どちらかというと、韓国の外交官 とソ連の外交官が直接接触するというケースが多 かったのに対して、対中接触に関しては、直接接 触というよりも第三国を仲介とした間接的な接触 の方が目につく。その意味で、中ソを比較した場 合、韓国との接触に関しては、中国の方が慎重で あったと見ることができる。

にもかかわらず、韓ソ関係とは異なる中韓関係 の持つイムパクトは十分に認識されていた。換言 すれば、接触頻度や接触のし易さに関しては韓ソ 関係が先行していたが、接触の持つ効果に関して は中韓関係の方が上回っているという認識が共有 された。例えば、1973年10月16日、外務部東 北アジア第2課長イジチョルが訪中途上で韓国に 立ち寄ったオランダ外務省エリッヒ(Erich)東 アジア太平洋課長と面談し、訪中時、中国政府に 対して「韓国は中国に対してまず敵対観念を解消 し、隣接国として文化、体育、経済的な分野など 可能な分野から漸次関係を改善、拡大することを 望んでいる。台湾問題は中国の対韓態度如何に よって調節される。少なくとも台湾との関係は、 政治面で現在以上に拡大することはないだろう。 中国を初めとする共産国家は自由友邦が北朝鮮に 対する門戸を開放することを要求するが、そのた めには中国自身も韓国に対して門戸を開放しなけ ればならない。以上のことを中国政府に伝える」 ように要望している<sup>(36)</sup>。

但し、1970年代末になると、中韓関係改善へ の期待が大きすぎたのではないかという反省も生 まれる。韓国にとって、中韓関係の改善が思い通 りには進まないことに対する自戒という側面もあ るだろうが、1979年には、北朝鮮に対する中国 の影響力を過大に評価しすぎていたのではないか という見解が表明された。一つは、1979年2月8 日朴東鎮外相は須之部量三駐韓日本大使との会 談で、「中国は北朝鮮に対する影響力行使におい て、まかり間違えると北朝鮮をソ連に傾斜させる ことを懸念する。外部から観察するのとは異なり、 中国の北朝鮮に対する影響力は結果的には制限 されている」と吐露している<sup>(37)</sup>。さらに、2月 16日、朴正煕大統領とグライスティン(William H. Gleysteen) 米国大使との会談でも、朴正煕大統 領は、「北朝鮮が問題を起こさないようにする、 さらには、韓国との対話に臨むようにさせるとい う点で、中国は予想したほどの北朝鮮に対する影 響力を持っておらず、限界がある。中国の北朝鮮 に対する影響力を過大評価するべきではない」と 述べている<sup>(38)</sup>。

結果として見ると、接触頻度や接触のし易さと いう点で対ソ「外交」が先行したが、接触の持つ 効果という点では対中「外交」の方が大きいとい う状況の中、韓国は直接的な接触、国連のような 多国間関係を舞台とした接触、第三国を仲介とし た接触の機会を通じて、韓国の方から積極的に対 中ソ接触を働きかけた。そして、その中で、北朝 鮮との距離感における中ソの違いを認識し、ソ連 が実質的には「二つのコリア」という立場を受け 入れる可能性が高いことを見抜くようになってい た。これは、韓国の積極的な対ソ接触の産物であ ると言えるだろう。但し、北朝鮮との距離が相対 的に近く、さらに自らも台湾問題という「分断問 題」を抱える中国はもちろん、北朝鮮との距離が 相対的に遠く「二つのコリア」という韓国政府の 原則的立場を受け入れやすいと見られたソ連も、 結果的には、北朝鮮の反対を無視してまで、韓国 との関係を可視的に改善する方向にまで突き進む ことはなかった。

## 3. 対東欧経済外交: その意義と限界

韓国にとって対東欧圏外交は、対共産圏外交の うち、一方で最も着手し易いものであった。国家 としての規模も等しく、また、経済発展レベルも 近く相互補完性があるために、交易関係を結びや すい。また、1960年代以降、輸出指向型工業化 を通して経済発展を図ってきた韓国にとって、労 働集約的な軽工業製品の輸出市場として新たな市 場を開拓する必要に迫られていたが、まさに、東 欧圏を新たな市場開拓先として注目した。それに 加えて、そうした交易関係を拡大することによっ て対東欧圏関係を改善させることにより、東欧圏 における韓国イメージの向上を帰結させ、北朝鮮 との外交競争における優位を確保することができ ると考えた。このように、韓国にとって東欧諸国 との関係改善を進めることが経済的利益にもなる し、また、外交的利益にもなるという「一石二鳥」 の効果を持つ政策として位置づけられていた。

## (1) 交易拡大を通した対東欧圏への接近

韓国は、1970年代に入ってから、対東欧圏への接近を図り、特に、73年6・23声明以後、「互恵平等の原則のもと、すべての国家に門戸を開放するものであり、われわれと理念や体制を異にする諸国もわれわれに門戸を開放するよう促す」という原則に基づいて、交易増大を通した対東欧圏への接近を図った。

初期、最も重点が置かれていたのはユーゴスラビアであった<sup>(39)</sup>。何よりも、ユーゴスラビアは非同盟運動の旗手として西側諸国と良好な関係を保ち、ソ連の影響力が比較的弱かった。韓国としては、オーストリアなどに拠点を置き、交易関係を増進することが比較的容易であると考えたからであった<sup>(40)</sup>。そして、当初は、こうした交易関係を突破口として東欧諸国との関係改善の展望について楽観的な見通しを持っていた。

ユーゴスラビアとの交易関係に関して、1971年7月、オーストリアにおいてユーゴスラビア商工会議所のウィーン事務所長ヤニッチと駐オーストリア大使館経済担当書記官カンスングとの接触が行われたが、その接触において、政府レベルの

通商代表部設置は現状では困難であるが、直接交 易について何ら障害がなく、民間レベルの使節団 受入も構わないというような、比較的前向きな回 答を得た<sup>(41)</sup>。73年7月には、ユーゴスラビアに 民間経済使節団を派遣したが、これに対しては常 駐する北朝鮮代表機関による妨害工作があり、こ れ以降、ユーゴスラビアにおける北朝鮮による対 韓接近に対する妨害工作が顕著になる。ユーゴス ラビアはソ連の影響は比較的小さいが、他方で、 北朝鮮や中国との関係は東欧諸国の中でも強いた めに、韓国が当初期待したほど、楽観的な成果を 収めることが困難だという認識が次第に定着して いった。一方で、漸進的ではあるが、日本商社や オーストリアなどの西欧諸国を拠点とした間接交 易関係は増進していったが、他方で、それを直接 交易という形態に発展させ、通商代表部の設置な ど可視的な成果を収めることには困難が伴うこと になった。

ソ連の影響力の比較的強い東欧諸国の場合には、 韓ソ関係の進展にペースを合せる必要があり、韓 ソ関係以上の関係を独自に構築することは困難で あった。ソ連の影響力から比較的自由なユーゴス ラビアやルーマニアは、今度は、中国や北朝鮮と の関係が深く、これも、北朝鮮の意向が強く働い ていた。中ソ対立、そして、それと関連した北朝 鮮の意向が、韓国の対東欧圏外交にも依然として 制約要因として働いていた。以上のように、73 年6・23声明以後、それまで経済的にも没交渉で あった韓国と東欧諸国との関係は、一方で間接交 易という形態であったが一定の経済関係を構築し、 東欧諸国に韓国のプレゼンスを構築することには 成功した。しかし、他方で、そうした間接交易を 直接交易に発展し、さらに通商代表部の設置、外 交関係の樹立という目標には及ばなかったという のが 1970 年代前半の状況であった。

### (2) 韓国の対東欧接近戦略とその限界

1970年代後半になると、韓国政府はより一層 前面に出て政府主導での対東欧接近政策に取り組 むようになる。但し、東欧諸国には政経分離は通 用しないということを前提として、交易増進を通 した外交関係の樹立という目標を明示的には設定 しないようになった。その前段階として、間接交易を増進することで直接交易への可能性を開くということを目的として掲げた。

韓国外務部通商局では、ほぼ毎年のように、対 東欧交易増進のための取り組みとして以下のよう な現状認識と対策を提示した<sup>(42)</sup>。日本やオース トリア、イタリア、オランダ、フランスなどの商 社などを中継とした間接貿易を増進していくこと が実現可能な優先目標として設定された。直接交 易の実現や外交関係の樹立という可視的な成果を 性急に期待するよりも、交易量を増大させて東欧 諸国における韓国のプレゼンスを高めるという戦 略を採用した。その結果、韓国と東欧圏との交易 は、1975年には、韓国の輸出1400万ドル、輸入 600 万ドル、76 年、輸出 570 万ドル、輸入 430 万 ドル、77年、輸出570万ドル、輸入350万ドル、 78年、輸出520万ドル、輸入1800万ドルという 規模で推移し、年によって変動幅は大きいが、一 定量を維持することになった。また、国別の内訳 としては、これも年による変動幅が大きいが、輸 出に関してはポーランド、輸入に関してはユーゴ スラビアが飛びぬけて多いのが目につく。また、 輸出に関しては圧倒的に繊維製品の比重が大きい のに対して、輸入に関しては一次産品と鉄鋼製品 などが多く、これも、国別に顕著な違いがある<sup>(43)</sup>。

少なくとも、1970年代においては、こうした 交易量の増大が、韓国と東欧圏との外交関係に関 する質的な突破口を準備したということにはなら なかったというのが実情だ。東欧諸国の計画経済 体制を前提とすると、政経分離に基づいて経済的 な交易関係を深めることで、政治的な外交関係樹 立にまで至るということはなかなか容易なことで はないからだ。通商代表部が設置されず直接交易 が実現しなかったため、韓国と東欧諸国との交易 関係を飛躍的に増大させるのには限界があったと 見るべきだろう。

では、交易関係の増進は韓国と東欧諸国間の関係にとって重要な意味を持たなかったのか。一つ注目すべきは、間接的にせよ交易関係の増大という「モノの移動」が、限定された範囲ではあっても「ヒトの移動」を伴ったという点である。貿易関係の人士の第三国での交流はもちろん、直接的

な往来、さらには、博覧会などへの参加、スポーツ文化交流などを通じて、韓国と東欧諸国との人的交流は漸次的にではあるが増大していくことになった。78年の外交官の直接接触は、ソ連の49件に対して、ユーゴの12件、チェコ11件、ポーランド10件、ルーマニア9件であった<sup>(44)</sup>。

対東欧圏関係も、対中ソ関係同様、1970年代のこうした実績の蓄積が1980年代にどのように引き継がれたのか、これは、実証を待たなければならない。にもかかわらず、1960年代までは、強固な冷戦体制下において没交渉であった韓国と東欧共産圏諸国との関係が、韓国の経済発展も相俟って、まずは間接的な交易関係として始まり、それが10年近く蓄積され、それに伴って人的交流も増大していったことの意味は、過小評価されてはならないだろう。韓国が最初に国交を樹立した共産圏国家が、1989年ハンガリーとの間であったことを念頭に置くと、こうした1970年代に展開された韓国の対東欧圏「外交」は、南北朝鮮の外交競争というコンテクストの中で再評価される必要があるだろう。

## 結論に代えて

1970年代のこうした対中ソ「外交」が、その後、 本格化する対中ソ外交の「前史」として位置づけ ることがどの程度可能であるのかどうかは明確で はない。70年代と80年代とでは、外交官レベル の連続性はあるが、政治エリートに関しては断絶 が大きいからだ。にもかかわらず、1970年代の 対共産圏外交を単なる歴史の一エピソードとして 片づけるべきではなく、重要な研究対象として見 なければならない理由は何か。1970年代の米中 接近や日中国交正常化に伴う東アジア冷戦の変容、 中国の国際的影響力の増大、さらに、米ソのデタ ントなどは、それまで、強固な冷戦体制を前提と して対米同盟関係に主として依存していた韓国外 交にとっては、重大な危機局面であったことは間 違いない。ある意味では北朝鮮よりも一層深刻な 試練に直面したとさえ言えるかもしれない。北朝 鮮にとっては、影響力を増大する中国に「便乗」 するというプラス指向の選択肢があったのに対し

て、韓国にとっては台湾や南ベトナムと同様米国 に「見捨てられる」懸念が増大するというマイナ ス要因が重くのしかかったからである。

にもかかわらず、結果として見ると、韓国は、こうした外交危機を克服することに成功したと見るべきだろう。そればかりか、1970年代は、60年代までの北朝鮮の相対的優位の構図を韓国優位の構図へと転換させる決定的な契機になった時期であり、それは外交領域においても当てはまることである。建国以来の韓国の政治経済外交の展開を概観すると、そこに見られるのは、制約や危機を機会に転化させることで、経済発展や外交関係の拡大を達成し、北朝鮮との体制競争に勝ち抜くという過程である。1970年代の韓国外交、特に、対共産圏外交は、同時代において可視的な成果を収めたかどうかは別として、こうした危機を機会に転化する韓国外交の典型的な営みが如実に表れたものであったと言えるだろう。

「始まることが半分達成したことだ(시작이 반 이다)」という韓国の有名な諺が示すように、本 格的な外交とは言えないかもしれないが、その取 り掛かりともいうべき外交的な接触を開始したと いう点は評価されるべきだろう。1960年代の強 固な冷戦体制とは相当に変容した1970年代の国 際情勢を朴正煕政権がどのように認識したのか、 さらに、どのような選択肢を想定し、結果として どのような政策を選択したのか、こうした問題設 定に関して、例えば、米韓関係、日韓関係、南北 関係だけを見ていてはわからない、非常に興味深 い事例を提供する。本稿では、中ソ対立を前提と した中朝関係、ソ朝関係を念頭に置いて、朴正煕 政権が対中外交接触と対ソ外交接触とを対照しつ つも関連付けながら展開していった様相に注目し た。その後、1980年代後半になると、中ソ対立 が劇的に改善され、それが韓ソと中韓の国交正常 化への障害を除去したと言えるが、この中ソ対立 を韓国がどのように認識し対応しようとしたのか、 危機や制約を機会に転化しようとする、朴正煕政 権のリアリズム外交の一端を示すものではないか と考える。

- (1) 1960 年代の韓国の対中立国外交に関しては、韓国外務部外交研究院『韓国의 対中立国外交』(『韓国の対中立国外交』) 韓国外務部外交研究院、1968 年、を参照されたい。この中で韓国の対中立国外交の目的に関して、①国際平和への貢献と国際的地位の向上、②北朝鮮の国際的浸透の封鎖、③国連における韓国問題討議への対備、④通商増進を通した相互利益のねらい、(pp. 51-61) を掲げる。
- (2) 韓国政府の統計指標であるが、一人あたりの GNP (国民総生産) に関して、1965 年には、韓国 105 ドル、 北朝鮮 162 ドルであったのに対して、1970 年には、 韓国 252 ドル、北朝鮮 230 ドルと 南北が逆転し、 1975 年には韓国 594 ドル、北朝鮮 415 ドル、1980 年 には韓国 1592 ドル、北朝鮮 766 ドルとその差が拡大 していくことになる。韓国政府統計庁『南北韓経済 社会像比較』서울 (ソウル)、統計庁、1995 年、p. 183.
- (3) こうした体制競争としての権威主義化という点に関しては、玉城素『朝鮮半島の政治力学』論創社、1981年、が詳しい。
- (4) ほぼ唯一の研究としては倉田秀也「韓国「北方外交」の萌芽―朴正煕「平和統一外交宣言」の諸相」日本国際政治学会編『国際政治』第92号、pp. 80-95を指摘することができる。限られた二次資料に依拠しながらも、1973年6・23声明前後における韓国の対中ソ外交について、その違いにも注目している点で非常に意義のある研究である。但し、韓国政府外交文書が公開される前に書かれたものであるために、実証面で限界がある。本稿では韓国の対中ソ外交の差異だけでなく、その相互の関連についても論じた。
- (5) 韓国外務部『韓国外交 40 年史』外務部、1990 年では、1970 年代を「北方関係模索期:国際状況変化に伴う消極的対応」(p. 198)として、「70 年代の韓国の対共産圏関係は、特にソ連のアフガニスタンに対する直接的な軍事介入政策など一連の事態で米国カーター政権が対ソ強硬政策に旋回するなどの国際的環境のため、ソ連内で開催された国際学術会議及びスポーツなど多者間行事を通したソ連との制限された接触に留まりその他共産国家とも従来と同様に依然として断絶状態を維持しなければならなかった」(pp. 200-201)と言及されているだけである。
- (6) 韓国外務部『韓国의 北方外交』(『韓国の北方外交』) 서울 (ソウル)、韓国外務部,1990年:韓国外交安保研究院編『한국 외교의 도약:소련 동구권 국가와의 수교』(『韓国外交の跳躍:ソ連東欧圏国家との修交』)、 서울 (ソウル)、韓国外交安保研究院、2003年、以上の2つの文献とも、1970年代朴正煕政権の外交についてほとんど言及していない。
- (7) 代表的な研究として以下の文献を参照されたい。 李東俊『未完の平和:米中和解と朝鮮問題の変容』

- 法政大学出版局、2010年: 김지형『데탕트와 남북관계』서울、선인(金志炯『デタントと南北関係』ソウル、先人)、2008年: 홍석률「1970년대 전반 동북아 데탕 트와 한국 통일문제—미・중간의 한국문제에 대한 비밀 협상을 중심으로—」『역사와 현실』(洪錫律「1970年代前半東北アジアデタントと韓国統一問題: 米中間の韓国問題に対する秘密交渉を中心に」『歴史と現実』)第42号、2002年、pp. 207-241; 홍석률「1970년대 전반북미관계— 남북대화、미중관계 개선과의 관련하에서」『국제정치논총』(洪錫律「1970年代前半米朝関係:南北対話、米中関係改善と関連して」『国際政治論叢』)第44卷第2号、2004年、pp. 29-54
- (8) 韓国政府外交文書に基づいて実証的研究を行うということは、韓国外交の能動的側面を強調するバイアスがかかるということに留意する必要がある。韓国政府自身が、単に周囲の状況に受動的に対応するのでなく、明確な意図をもってそれに基づいた政策を選択し執行するという能動的な姿勢が強調されやすいからだ。本稿では、こうした点に留意する。
- (9) 韓国の対中ソ外交というと、1980 年代以降の国交 正常化交渉に直接つながる関係だけが対象とされる 傾向が強い。国交正常化交渉という形で可視的な政 府間交渉が行われたことが外交だとすると、1970 年 代の韓国と中ソとの関係は、外交関係と言えるよう なものではなかったかもしれない。その意味でかっ こ付きの「外交」という表現が適切かもしれない。
- (10) 西ドイツ政府が自ら外交関係を持つ国家が東ドイツと外交関係を持とうとする場合、こうした国家と外交関係を断絶したりすることで、西ドイツが全ドイツを代表するという立場を明確にし、東ドイツを国家として認めないという政策である。1955年西ドイツのアデナウアー政権が掲げた政策で、当時の外務次官の名前からハルシュタイン原則(Hallstein Doctrine)と呼ばれた。1969年ブラント政権によって廃棄されるまで続いた。韓国外務部欧州課「曾命타인 원칙의 추이」(「ハルシュタイン原則の推移」)大韓民国外務部外交文書登録番号 3621 『독일의 曾命타인 목트린 및 제 3 국의 동독 승인, 1969-70』(『ドイツのハルシュタインドクトリン及び第 3 国の東ドイツ承認、1969-70』)、p. 155.
- (11) 韓国によるハルシュタイン原則の放棄から 6・23 声明に至る過程に関しては、倉田秀也「韓国外交に おける「ハルシュタイン・ドクトリン」の放棄の過程(上)(下): 朴正煕大統領「平和統一外交宣言へ の道程」」『外交時報』1989年6月号(1259号)、pp. 46-58、1989年7・8月合併号(1260号)、pp. 57-69を 参照されたい。
- (12) 朝鮮半島において韓国と北朝鮮という二つの実体が存在することを前提として、その実体を現実とし

- て認め、そこから出発しようとする立場であり、「two Korea policy」と表現されることが多い。Korea をどう翻訳するのかという問題があるが、本稿では「二つのコリア」政策と呼ぶことにする。
- (13) 韓国外務部東欧担当官室「外交官職務遂行基本指針」1963年2月、大韓民国外務部外交文書登録番号 2180『외교관등 직무수행 특수지침, 1963-69』(『外 交官等職務遂行特殊指針、1963-69』)、p. 21.
- (14) 当時、韓国では北朝鮮のことを「北の傀儡政権」という軽蔑の意味を込めて「北傀 (号羽)」と呼ぶことが一般的であった。また、「中国 (중국)」に関して、通常「中国」というと台湾の「中華民国」を指すことが多かったが、区別を明確にする意味で「自由中国 (자유중국)」という呼称がよく使われた。それに対して、北京の「中華人民共和国」は「中共 (중공)」と呼ばれた。ベトナムに関しては南ベトナムを「越南 (월남)」、北ベトナムを「越盟 (월맹)」と呼ぶのが一般的であった。
- (15) 韓国外務部東欧担当官室「外交官職務遂行基本指針」1969年1月再発刊、大韓民国外務部外交文書登録番号2180『외교관등 직무수행 특수지침, 1963-69』 (『外交官等職務遂行特殊指針、1963-69』)、pp. 41-51.
- (16) 北朝鮮・中国・北ベトナムに関しては、韓国はそれを「国家」とは認めていないので「敵性集団」と呼んだのである。
- (17) 韓国外務部「外交官職務遂行基本指針」1971年1月、大韓民国外務部外交文書登録番号4293『외교관등 직무수행 특수지침,1971』(『外交官等職務遂行特殊指針、1971』)、pp.1-16.
- (18) 韓国外務部「外交官職務遂行特殊指針」1973年、 大韓民国外務部外交文書登録番号 6058『외교관등 직 무수행 특수지침의 개정, 1972-73』(『外交官等職務遂 行特殊指針の改正、1972-73』)、pp. 71-77.
- (19) 韓国外務部「外交官等職務遂行特殊指針」1979 年、 大韓民国外務部外交文書登録番号 13071『외교관등 직무수행 특수지침, 1974-79』(『外交官等職務遂行特 殊指針、1974-79』)、pp. 48-54.
- (20) この6・23 声明の日本語訳に関しては、「61 朴正煕大統領「平和統一外交政策に関する特別声明」 (六月二三日)」市川正明編『朝鮮半島近現代史年表・主要文書』原書房、1996 年、pp. 116-118. を参照した。
- (21) 韓国外務部「6.23 特別声明에 따른 新外交推進特別対策」(6.23 特別声明に伴う新外交推進特別対策) 1973 年 7 月 19 日、大韓民国外務部外交文書登録番号 6051 『6.23 평화동일 외교 선언, 1973-74, 전 3 권, V.1 기본문서집』(『6.23 平和統一外交宣言、1973-74、全3巻、第1巻 基本文書集』)、pp. 208-235.
- (22) 以下の説明は、1970 年代における韓国政府外交文 書に対する分析を通して、韓国政府の政策選択にど

- のような考慮が働いたのか、韓国政府の認識を明らかにするものである。したがって、実際に、中ソ両国や北朝鮮がそのような意図を持って行動していたと断定するものではない。
- (23) なぜ、ウガンダであったのかという問題に関しては、ウガンダは南北朝鮮と国交を樹立することに1963 年相次いで合意したが、韓国の方がいち早く大使館を開設し、さらに大使を常駐させたのに対して、北朝鮮の大使館開設、大使常駐は、それぞれ1972年、73 年であったように、北朝鮮の妨害や干渉なく中ソと接触する機会を持つことができたからではないかと推測することができる。南北朝鮮とウガンダとの関係については以下の資料を参照。외무부「카메룬 우간다 대책」(外務部「カメルーン・ウガンダ対策」)1973年2月26日、大韓民国外務部外交文書登録番号6030『북한・우간다 관계 1973』(『北朝鮮・ウガンダ関係、1973』)、pp.14-18.
- (24) 주우간다 대사가 대통령각하 앞으로 보내는 전문「쏘련대사와의 아국 경제발전, 북괴와의 관계, 통일문제 및 아국과의 관계에 관한 발언 특별보고」(駐ウガンダ大使が大統領閣下(朴正熙大統領)宛に送る電文「ソ連大使との我が国経済発展、北傀との関係、統一問題、及びわが国との関係に関する発言、特別報告」)1970年11月26日、大韓民国外務部外交文書登録番号5100『한국의 대소련 관계개선,1970-72』(『韓国の対ソ連関係改善、1970-72』)、pp. 20-22.
- (26) これは、朴正煕政権ではなく全斗煥政権になるが、 駐国連代表部におけるソ連外交官との接触が報告されている。韓国外務部「坐已外交官接触報告」(「ソ連外交官接触報告」) 1980年10月28日、大韓民国 外務部外交文書登録番号14160『대소已 외교관 접촉, 1980』(『対ソ連外交官接触、1980』)、pp. 40-44.
- (27) 1978年3月には、スウェーデンの外務次官の訪ソ時に、ソ朝関係に関する情報収集や韓ソ関係発展の打診をするように依頼したという報告がある。そ스웨덴대사「스웨덴을 통한 대쏘 간접 접촉」(駐スウェーデン大使「スウェーデンを通した対ソ間接接触」) 1978年2月7日、大韓民国外務部外交文書登録番号11494『한 소련 관계 개선,1978』(『韓ソ連関係改善、1978』)、pp. 217-218.
- (28) 韓国外務部特殊地域課「대소 및 동구권 관계 개

- 선 문제」(「対ソ及び東欧圏関係改善問題」)1978年2月7日、大韓民国外務部外交文書登録番号6059『대소 린 및 동구권 관계 개선 문제,1973』(『対ソ連および東欧圏関係改善問題、1973』)、pp. 41-52.
- (29) 韓国外務部特殊地域課「대공산권 관계 개선 방향」 (「対共産圏関係改善方向」) 1973年11月29日、大韓 民国外務部外交文書登録番号6059『대소련 및 동구권 관계 개선 문제, 1973』(『対ソ連および東欧圏関係改 善問題、1973』)、pp. 74-87.
- (30) 韓国外務部東欧担当官室「최근 소련의 대한태도」 (「最近ソ連の対韓態度」) 1978年、大韓民国外務部 外交文書登録番号 11494『한 소련 관계 개선, 1978』 (『韓ソ連関係改善、1978』)、pp. 104-106.
- (31) 韓国外務部東欧担当官室「한국문제에 대해 소련 지도급 인사는 소극적이며 관망하는 자세인데 비해 소련외무성 실무진급은 현실적이며 실용주의적 견해 (「韓国問題に対してソ連指導級人士は消極的で傍観 する姿勢であるのに比べてソ連外務省実務陣級は現実的で実用主義的見解」) 1978 年、大韓民国外務部 外交文書登録番号 11494『한 소련 관계 개선, 1978』(『韓ソ連関係改善、1978』)、pp. 15-16.
- (32) 韓国外務部『韓国의 北方外交』韓国外務部, 1990年、韓国外交安保研究院編『한국 외교의 도약: 소련 동구권국가와의 수교』(『韓国外交の跳躍: ソ連東欧 圏国家との修交』),韓国外交安保研究院, 2003年; 박철언『바른 역사를 위한 증언: 5 중 6 중 3 김시대의 정치비사 1.2』 랜덤하우스중앙(朴哲彦『正しい歴史のための証言: 第5・6 共和国三金時代の政治秘史 1・2』ランダムハウス中央), 2005年; 노태우『노태우 회고 록 下卷一전환기의 大戰略』서울, 조선뉴스프레스(盧泰愚『盧泰愚回顧録 下巻一転換期の大戦略』ソウル、朝鮮ニュースプレス)2011; 이상옥『전환기의 한국 외교ー이상옥 전 외무부 장관 외교회고록』서울, 삶과 꿈(李相玉『転換期の韓国外交一李相玉前外務部長官外交回顧録』ソウル、人生と夢)、p. 2003.
- (33) 韓国の対中ソ接触に関して、中ソとの国交を持つ 隣接国として日本をとりあげることができる。もち ろん、日本を舞台とした、もしく日本を仲介した、 中ソとの接触が皆無だったとは言えないが、外交文 書を見る限り、それは、それほど顕著なものであっ たとは言い難い。これは、日本には北朝鮮の実質的 な在外公館とも言える朝鮮総連が存在しており、秘 密裏に接触を行うことが困難であったという事情も あったのではないかと考えられる。
- (34) 大韓民国外務部外交文書登録番号 11209 『한국어 선의 중국 (구중공) 어선 및 선원 구조, 1976-77』(『韓 国漁船の中国 (旧中共) 漁船及び船員救助、1976-77』)。

- の対話報告」)1971 年 8 月 25 日、大韓民国外務部外交文書登録番号 5099『한국의 대중국(구 중공)관계 개선, 1971-72』(『韓国の対中国(旧中共)関係改善、1971-72』)、pp. 4-8.
- (36) 한국외무부동북아 2 과「면담요록 이지철 동북아 2 과장 A. Erich 화란 외무성 동북아세아 태평양지역 과장」(韓国外務部東北アジア 2 課「面談要録 イジチョル東北アジア 2 課長、A. Erich オランダ外務省東北アジア太平洋地域課長」) 1973 年 10 月 16 日、大韓民国外務部外交文書登録番号 5807 『한・중국 (구 중공) 관계 개선, 1973』(『韓中関係改善、1973』)、pp. 59-60.
- (37) 韓国外務部「면담요록 박동진 장관 스노베주한일 본대사」(「面談要録 朴東鎮外務部長官、須之部量 三駐韓日本大使」) 1979年2月8日、大韓民国外務 部外交文書登録番号12716『한・중공 관계 개선, 1979』 (『韓中関係改善、1979』)、pp. 59-60.
- (38) 韓国外務部「대통령각하의"글라이스틴"주한 미국대사 접견기록」(「大統領閣下(朴正熙大統領)のグライスティン駐韓米国大使接見記録」) 1979年2月16日、大韓民国外務部外交文書登録番号12716『한・중공 관계 개선,1979』(『韓中関係改善、1979』)、pp.77-85.
- (39) 韓国外務部欧州課「대동구 관계 개선 방안」(「対東欧関係改善方案」) 1971年1月15日、大韓民国外務部外交文書登録番号6059『대소련 및 동구권 관계개선 문제,1973』(『対ソ連および東欧圏関係改善問題、1973』)、pp.6-10.
- (40) 大韓民国外務部外交文書登録番号 4667 『오스트리 아를 통한 대동구권 교역 추진, 1971』(『オーストリアを通した対東欧圏交易推進、1971』).
- (41) 韓国外務部通商 2 課「대유고 교역과 관련 아측이 타진한 사항에 대한 유고측의 반응」(「対ユーゴ交易 関連わが方が打診した事項に対するユーゴ側の反 応」) 1971 年 7 月 9 日、大韓民国外務部外交文書登 録番号 4653『한・유고스슬라비아 교역 추진, 1971』 (『韓国ユーゴスラビア交易推進、1971』).
- (42) 韓国外務部通商局「我国의 対共産圏交易増進」(「我が国の対共産圏交易増進」) 1979 年 12 月 12 日、大韓民国外務部外交文書登録番号 13719 『대동구권 교역 추진 방안, 1979』(『対東欧圏交易推進方案、1979』)、pp. 101-122.
- (43) 韓国外務部通商局「대동구국가 교역실적」(「対東 欧国家交易実績」)、大韓民国外務部外交文書登録番 号 13719『대동구권 교역 추진 방안, 1979』(『対東欧 圏交易推進方案、1979』)、pp. 10-12.
- (44) 韓国外務部東欧担当官室「78 년도 대동구권 직접 접촉」(「78 年度対東欧圈直接接触」)、大韓民国外務部外交文書登録番号 11471 『대동구권 직접 접촉 현황, 1978』(『対東欧圏直接接触現況、1978』)、p. 75.